

議案第六五号

予防接種料全徴收條例の一部を改正する條例に付て
予防接種料全徴收條例(昭和十九年三朝町條例第六号)の一部を別紙
のよう改正するものとす

昭和三十六年九月二十日提出

三朝町長

坂出雅 乙

昭和三十六年九月二十三日 原案可決

三朝町議會議長加藤幸太郎



予防接種料金徴収條例の一部を改正する條例

予防接種料金徴収條例(昭和二十九年三朝野條例第三十六号)の一部を次のように改正する

第三條中 第六号の次に 次の号を加える

七、日本脳炎 一回 五十円以内

附 則

この條例は公布の日より施行し昭和三十六年四月一日から適用する